

- 出生前検査実施に係る情報提供体制については、妊娠前から出産・育児に至る一連の流れを見据えて検討する必要がある。
- 妊娠前の情報提供の在り方については、プレコンセプションケアの充実の一環として、別途検討が必要である。
- 「妊娠」から「受検後」までの各過程については、以下のような対応が考えられる。
- 各過程において、都道府県等が設置している女性健康支援センターが相談支援等を行い、障害福祉関係機関や患者支援団体等とも連携し、受検者が適切な意志決定を行えるよう、医療から福祉まで一体的な支援体制を構築する必要がある。

妊娠前

①妊娠

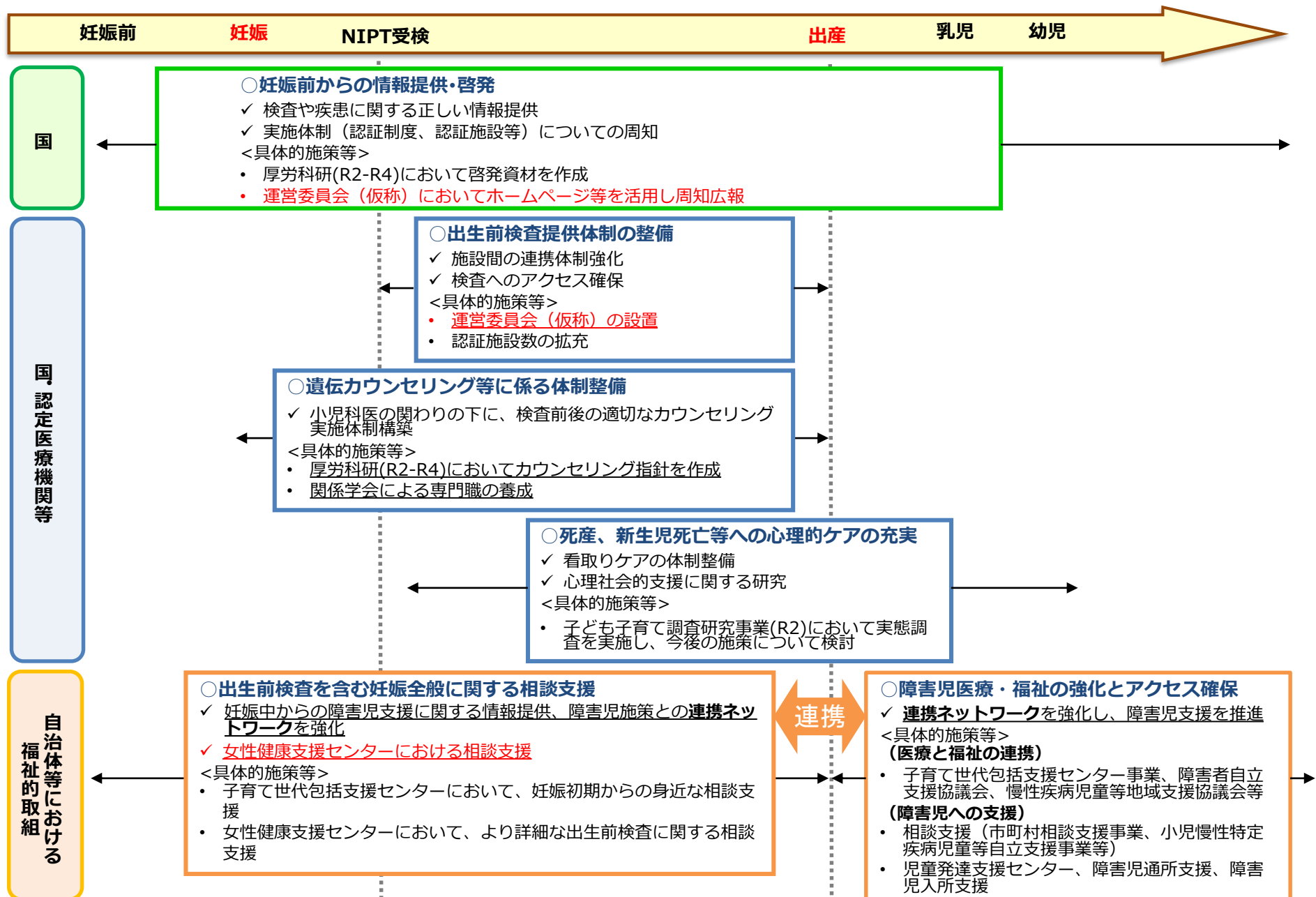
②受検

③受検後
(結果陽性の場合)

出産・育児

段階	提供する情報・支援	対象者	提供場所・提供者	提供方法
①妊娠	➢ 妊娠・出産に関する包括的な情報の一環としての出生前検査に関する簡潔な紹介（情報提供） ※検査の受検を推奨するものではない	➢ 全ての妊婦	➢ 市町村の母子保健窓口、産科医療機関において、妊娠初期段階の妊婦に、出生前検査を簡潔に紹介したリーフレット等を配布 ➢ 出生前検査に関心をもった妊婦に対して、市町村の保健師、産科医療機関の助産師等が更に説明する	※リーフレット（厚労科研小西班作成「親になるということ」）の配布 等
②受検	➢ 各出生前検査の性質 ➢ 検査の対象疾患に係る自然史等の医学的情報 ➢ 障害を持つ子どもの子育て・くらし等に関するナラティブな情報 ➢ 行政や医療機関、福祉施設等で提供される医療・福祉等のサポート体制に関する情報	➢ 受検希望者及び家族	➢ NIPT認証拠点施設（様々な専門職が在籍する周産期医療機関等）又はNIPT認証連携施設（産婦人科単科のクリニック等）において、⑦と④が協働して説明を行う ⑦主治医(産婦人科専門医) ④主治医以外の以下のいずれかの者 - 小児科専門医、認定遺伝カウンセラー、遺伝看護専門看護師、助産師、福祉関係者、ピアサポーター等 ※産婦人科専門医、小児科専門医が臨床遺伝専門医でない場合は、規定の講習を修了した者とする。	➢ 基本的に対面 ※説明用文書（厚労科研小西班作成「母体血胎児染色体検査について（案）」）の活用 等
③受検後	➢ 検査結果の説明 ➢ 確定検査の案内 ➢ 超音波検査等の案内 ➢ 行政や医療機関、福祉施設等で提供される医療・福祉等のサポート体制に関する情報	➢ 結果が陽性となった妊婦及びその家族	➢ 原則としてNIPT認証拠点施設（様々な専門職が在籍する周産期医療機関等）において、⑨⑩④が協働して実施 ⑨産婦人科専門医 ⑩小児科専門医 ※⑨⑩の少なくとも一方は臨床遺伝専門医 ④認定遺伝カウンセラー、遺伝看護専門看護師、助産師、福祉関係者、ピアサポーター等	➢ 基本的に対面

出生前検査に係る支援体制（イメージ）



女性健康支援センター事業

R3予算案：1.9億円（R2予算額：2.2億円）

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を

記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)

○実施担当者・・・医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国84カ所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独14カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、山形市、いわき市、福島市、水戸市、川越市、川口市、船橋市、八王子市、横須賀市、金沢市、甲府市、長野市、豊橋市、奈良市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○補助率等

補助率：1/2 R3基準額(案)：158,700円(月額) 若年妊婦等に対する取組の強化に係る加算：172,100円(月額)

○相談実績

平成30年度：74,358件(内訳：電話43,979件、面接21,110件、メール8,252件、その他1,017件)

○相談内容

・女性の心身に関する相談(21,389件) ・妊娠・避妊に関する相談(14,531件) ・メンタルケア(14,286件)
・不妊に関する相談(12,352件) ・思春期の健康相談(7,825件) ・性感染症等(805件) ・婦人科疾患・更年期障害(569件)

件)

妊婦等への出生前検査(NIPT等)に係る相談支援体制の整備

○ NIPT等の出生前検査について悩みや不安をもつ妊婦や家族をサポートするため、女性健康支援センターに専門の相談員を配置し相談支援等を行うとともに、相談支援員への研修等を行う。

■実施主体：都道府県、政令市、中核市（女性健康支援センター実施自治体に限る）

■補助率（案）：国1/2

■事業内容

①相談支援の実施

女性健康支援センターにおいて、NIPT等の出生前検査を受けるかどうか悩む妊婦や家族、出生前検査を受けその結果等に疑問や不安を持つ妊婦等への相談支援、障害福祉関係機関等との連携・紹介を行うために必要となる経費の補助の実施。

②相談支援員への研修等の実施

上記①の相談支援等を行う専門職に対する研修や、関係機関との連絡調整の実施

<相談支援の実施>

○ 一般妊婦に対する NIPTを含む出生前検査に関する情報提供、受検者の不安・葛藤に寄り添った相談支援、障害を持つ子どもの子育て・くらし等に関してイメージできるような情報の提供、障害福祉関係機関等との連携・紹介を行う。



相談支援の実施

<相談支援員への研修等>

○ NIPT等に関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。



関係機関との連携



専門職への研修